

秋田藩林政と森林資源保続の限界

脇野 博

はじめに

- 一 藩政初期の材木伐出
 - 二 御留山と御札山
 - 三 林政改革の限界
 - 四 植林の限界
- おわりに

はじめに

日本三大美林の一つである秋田杉を産する秋田県では、秋田杉材生産の特質を明らかにすべく、『秋田県林業史』¹⁾や岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』²⁾をはじめとする林政・林業史研究の成果が蓄積されてきた。これらの研究成果が明らかにした秋田杉材生産に関わる特質の一つは、次のように、秋田藩の林政が森林保護と植林を基調としていたことであった。

秋田では、秋田藩成立以前からすでに天然秋田杉が盛んに伐出され、藩成立後もその活発な伐出は続き、さらに明暦三年（一六五七）江戸大火の復興用材などが大量に伐出された結果、藩内の森林資源は急速に減少した。そこで、科田藩により秋田杉など有用樹の保護・保存を図るために、寛文六年（一六六六）に御留山（杉を中心に有用樹種を藩が独占して利用するために、特定の山林を指定して伐採を禁止すること）制度が設けられ、杉などの伐採が制限された。その後、三回の林政改革により御留山は拡大され、さらに杉などの植林が推進された。

以上のような御留山制度や植林推進などから、秋田藩は森林資源の保続に努めたと評価されてきた。しかし、一八世紀以降三回も林政改革が行われ、しかもその背景に森林資源衰退があったことを思い起こすと、御留山や植林による森林資源保続策の実効性に疑問を禁じ得ない。

そこで、これまで森林資源枯渇に対する近世期の主な対策であると考えられてきた御留山や植林について再検討し、その施策の実効性と、その施策が森林資源の保続に対して本当に有効であったのかどうかを考察するこ

とを通じて、秋田藩林政の再評価を行いたい。

一 藩政初期の材木伐出

まず、秋田藩成立以前の秋田杉材などの材木伐出について概観しておく。^③ 秋田藩の材木積出港である能代は、すでに戦国期において米代川上流から筏で流送されてくる材木の集散地として繁栄していた。能代を直轄地にしていた秋田氏は、弘治二年（一五五〇）に豪商の清水治郎兵衛政吉を諸材木支配の役職に任命し、秋田杉を積極的に利用しようとした。

その後、全国を統一した豊臣秀吉は優れた材質の秋田杉大木に注目し、秋田実季らに命じて秋田杉材を運上させた。この杉の運上は次のように文禄二年（一五九三）から慶長四年（一五九九）まで続き、大量の秋田杉が伐出された。

- ・ 文禄二年 大船一艘分の材木（大割板）
- ・ 文禄二年頃 淀船三〇艘分の材木
- ・ 文禄四年から慶長四年まで 伏見城作事用板

これらの運上材のなかでも、伏見城作事用板は特に秋田杉の大材が運上された。例えば文禄四年の場合をみると、長さ六尺六寸〜二間二尺五寸、巾一尺六寸〜一尺九寸、厚さ四寸五分〜六寸といふかなり大きな杉板であった。そして、この杉大材が七五〇枚も伐出されたことから、大量の杉立木が伐採されたことがわかる。なお、文禄四年から慶長四年の伏見城作事用に用いられた杉板の総量はおよそ五五七立方メートルであった。また、秋田氏の他に津軽氏、小野寺氏、戸沢氏など多数の大名が伐出に動員され、短期間に集中的に大量の秋田杉が伐出された。

一方、秋田氏が杉を伐出した場所は、秋田山、秋田氏領小懸山、秋田氏領船岡山、秋田氏領阿仁は禰山であった（図1）。これらのうち、秋田山は特定の山ではなく秋田氏領内の山という意味であるが、他の山は次のように現在もそのまま地名として残っている。

- 小懸山：小掛（能代市二ツ井町）
- 船岡山：船岡（天仙市協和）
- 阿仁は禰山：羽根山（北秋田市）

以上のように一六世紀末には、すでに米代川や雄物川上流域の天然秋田杉林から大量の杉が伐出されていたことがわかる。

慶長七年（一六〇二）、佐竹義宣が秋田に転封され、秋田藩（久保田藩）が成立した。佐竹入部直後から城下町久保田の建設、軍役板の負担、鉾山開発などのために大量の材木が伐出された。「材木山盛衰並取扱諸考大略」^④

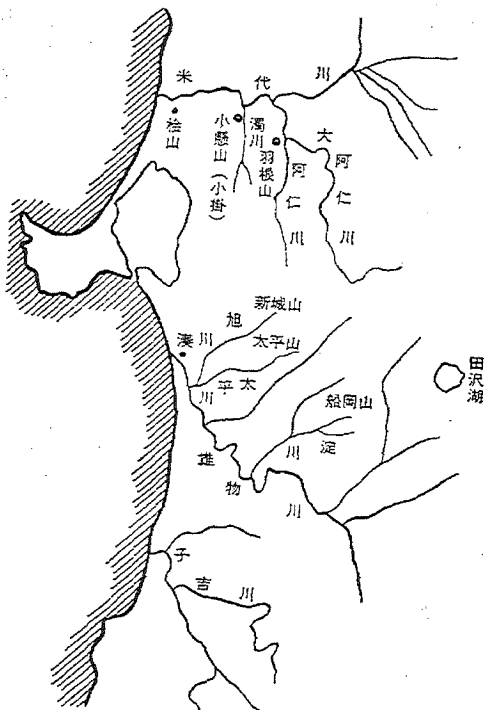


図1 秋田の杉山
 『秋田県林業史』上巻45頁による

には「能代川上材木山抽出御取扱、慶長九辰年中田彦太夫・大窪三河能代奉行の砌よりと申伝候」とあり、慶長九年には米代川流域の山からの藩による材木伐出が始まった。また、徳川幕府から課された軍役板は、例えば元和六年（一六二〇）には長さ六尺五寸の杉長板一万枚の上納が命じられるなど、軍役板のために大量の杉が伐出された。さらに、院内銀山を始め多くの鉱山が開発され、それにもなつて坑木や精錬に用いる薪炭材などのために大量の材木が伐出された。

以上のように、秋田藩にとつて秋田杉をはじめとする山林は藩政を支える最も重要な資源の一つであり、藩政成立と同時にその開発が急速に進められた。こうした状況のなかで、藩政初期の家老である渋江政光は次の遺訓を残した。渋江政光は寛永一八年（一六四二）に没しており、この遺訓は寛永末期の秋田藩の森林資源状況を念頭に置いてのものであると思われる。

一、国之宝は山也、然共伐盡時は用に不立、盡さる以前に備を立ツへし、山之衰は則国之衰なりと渋江政光之傳書と申ものニ相見得候、言簡易ニして至當之論とも可申候⁶

さて、この遺訓は秋田藩の森林保護重視の姿勢を示すものとして以前から広く知られ、さらに近年の環境保全重視のなかで再度注目されつつある。また、環境保全を訴えた近世の思想家としてよく知られている岡山藩儒者の熊沢蕃山による「それ山林は国の本なり」という主張が公表されたのは貞享三年（一六八六）であり、渋江政光の遺訓のほうはそれより早く、先駆的なものである。

ところで、これまでこの遺訓は森林資源保護を重視したという側面がもっぱら注目され、渋江政光が遺訓を残した動機については看過されてきた。しかし、渋江政光の動機、すなわち藩内森林資源の枯渇を強く憂慮してい

たということに注目すれば、寛永末期にはすでに森林資源の枯渇が問題視されていたことがわかる。

秋田藩では一七世紀後半の寛文期頃、乱伐のために森林資源が涸渇し、その対策が本格化したと従来から指摘されてきたが、実際には一七世紀半ば以前すでに藩内森林資源は急速に減少しつつあったのである。そして、その原因は、前述した文禄期からの杉板等をはじめとする大量の材木伐出であった。

二 御留山と御札山

藩政初期からの乱伐によって森林資源が減少の一途をたどっていたため、次のように早くから伐採禁止の措置がとられた。

檜山之山子共申分ハ、こかけ山にて右ノ板取申度由、此山不被仰付候ハ、右ノ板調かね候ハんと被申越候、古より御法度ノ山ニ候間

右は「梅津政景日記」の元和五年（一六一九）二月三日の条文で、軍役板の調達に関する記述であるが、こかけ（小掛）山は以前から「御法度ノ山」、すなわち禁伐区域であったことがわかる。また、同日記の元和八年二月一四日にも「添川山御法度ニ而」とあり、久保田城下周辺の添川に禁伐区域があったことがわかる。

また、文化期の林政改革を主導した賀藤清右衛門は、御留山の起源について次のように指摘している。

秋田郡太平沢之内山谷村樋ケ沢・をいとの沢、先年は夥敷青木之由処、慶安年中より之御留山ニ而、小場源左衛門殿御札有之¹⁰

すなわち、久保田城下周辺では御留山が慶安期（一六四八―一六五二）にす

に設けられていたことを知る事ができる。

以上のように、御留山の先駆的形態ともいえる禁伐政策が藩政初期から存在し、その政策は寛文六年（一六六六）には御留山として制度化され、藩は青木と称した杉など有用樹の伐採を制限するとともに、雑木は百姓に自由により伐らせて青木の保続を図ろうとした。

御留山の制度化は、禁伐樹種や管理の基準を明確化することであり、杉・檜・桐・栗・桂・赤松の六種類の樹木の伐採が禁止され、大肝煎と御山守が管理にあたることになった。また、御留山は久保田城下周辺や米代川流域の山に設けられ、その後拡大された。そして、元禄一五年（一七〇二）には林役が設置され、上筋（雄勝・平鹿・仙北）や能代川上地方の山林調査が実施されるなど、森林資源の管理体制が整備されていった。

一方、御留山よりもさらに森林資源管理を強化した、材木育成のために制札を掲げて入林伐採を禁じた山林が御札山であった。次の史料は、享保期の御札山の事例である。

仁別村分

仁別山之内、大川目通・小瀧沢・西平長嶺より、とり杉沢・長根嶺通り加護ヶ嶽・赤倉嶽・朝日嶽・薬師嶽・弟子帰嶽・太平嶺折廻し、八田村山境まで南へとう坂山路限、水落次第、沢々無残青木雑木立置之間、下枝たり共不可伐取者也

享保四年三月日

右ハ村方書出無之

仁別山之内、仁別沢・戸沢両沢、務沢、支沢小沢共に雑木之分、仁別村・山内村・添川むら・濁川村薪伐山替山にて雑木伐取候儀令免許、右両沢惣山青木立置之間、下枝にても不可伐取者也

享保四年三月日

右ハ右同断

仁別山之内、大作沢・小作沢、務沢、両沢小沢ともに雑木之分、久保田内町并近在村々触判薪伐山に令免許、右両沢惣山青木立置之間、下枝たり共不可伐取者也

享保四年三月日

右ハ村方書出無之

仁別沢之内、せんのみ沢水落、油沢ともに青木雑木共に留置之間、下枝にても伐取へからざる者也

右ハ村方書出無之并年号月日なし

仁別村戸沢之内、化物沢・下山神沢より上ニ水干にて沢之水落次第、不残青木雑木ともに留置之間、下枝にても不可伐取もの也

右ハ右同断

右は仁別山（久保田城下周辺の山林）に設けられた御札山であるが、山内の沢ごとに区域が指定され、下枝すらも伐採禁止という、詳細で厳格な管理体制が敷かれていた。

以上のように、御留山や御札山として禁伐強化が図られたのは、藩政初期からの禁伐政策が実効をとまなわなかったからである。例えば、米代川流域では次のように、延宝期（一六七三〜八一）に秋田杉など有用樹に恵まれた仁鮒や小掛の山林も伐り尽くされるという事態にいたり、森林資源の枯渇が深刻な問題となっていた。

野代御枔材木求候者無之、其上仁鮒小掛之山も剪尽、山子共殊外困窮致候由被申候¹⁴

要するに、一七世紀後半に至ると、それまで水面下で進行してきた乱伐

による森林資源の減少が、枯渇として顕在化したため、藩はそれまでの禁伐政策をより強力なものにしたのである。しかし、次の記述からは、その政策もまた実効性をとまわなかったことがわかる。

御遷封之頃は山林も充満致候積に候得共、延宝之初迄御材木方御得用
式百三、四拾貫目程と有之、同五巳年長木沢御利運地に相成候以来、

保太木抽出拾万挺に充、大坂為御登被成、総而御材木御私代千貫目に
至候由、其後三十五、六年を經正徳之頃既に衰山と相成、平山之内に
は保太木被指出候山所も多無之¹³

すなわち、秋田藩成立直後から始まった材木伐出はとどまることなく続き、延宝期頃に最盛期を迎えたが、その後一八世紀に至り森林資源の枯渇はさらに深刻化した。

三 林政改革の限界

一八世紀以降、深刻化した森林資源枯渇に対処するため、林政改革が三回実施された。

第一期の改革は、正徳期(一七一―一六六)に四代藩主佐竹義格が発した二五箇条の被仰渡書をもって実施された。この改革は新炭林の育成を主とし、あわせて杉その他の用材の育成を図った。特に、植林を推進するために、植林した百姓に五公五民(藩五〇%百姓五〇%)の割合で成育後の立木を与えるという分収制度を導入したが、手続上の煩雑さから実際には百姓の利益が少なかったため、植林は進まず、森林資源の減少を食い止めるには至らなかつた。

第二期の改革は宝暦期(一七五―一六三)で、整然とした輪伐方法によ

秋田藩林政と森林資源保続の限界

る森林保護政策がとられ、区域ごとに伐採順序を定めて三〇年ごとに伐採をくり返す「番山繰」を実施して計画的な伐採を進めた。しかし、この期間中に久保田城の火災などにより藩財政が窮迫したため、改革も一時的なものに終わり、効果も十分現れないまま森林の退廃はますます加速した。

第三期の改革は、文化期(一八〇四―一八八)に行われた。九代藩主佐竹義和は、郡内の全山林を郡奉行が支配するというそれまでの山林支配をあらため、全山林を統一して勘定奉行と木山方が支配することにして、藩による山林支配体制を強化した。そして、山林の保続、植林の奨励、地図及び林帳の作成、山守の設置、植栽者に対する分収歩合を二公七民(藩三〇%農民七〇%)に増加、徒伐(定められた手続きをせずに伐採すること)の取締りなどの改革を実施した。この改革は秋田藩林政の抜本的改革であり、その後も変革されることはなかつた。また、この文化期の林政改革を主導した役人が賀藤景林であつた。

さて、正徳期から文化期までのおよそ百年間に三回の林政改革が実施された。この林政改革については、これまでは秋田藩の積極的な森林資源保続の姿勢を示すものとして、高い評価が与えられてきた。しかし、百年間に相次いで三回も改革が実施されたということは、森林資源枯渇に対し結局は改革によって有効な対策を行いつたことを意味している。少なくとも、第一期の正徳の改革と第二期の宝暦の改革は失敗であつたといえよう。そこで、一八世紀以降の藩内森林資源の状況を、主要な材木伐出地であつた米代川流域について、文政年間に記された「山林盛衰之大凡考」¹⁴から見ておこう。

まず、「一、能代川上山極衰いたし候訳、同所山絵図帳並別記二具なり、但往古は指置、中古以来自然と木山之衰候大概を左三記」と能代川上山、

表1 能代川上山の諸材木伐出量(享保2～文化13年)

		享保2 (1717)	享保19 (1734)	元文元 (1736)	寛保3 (1743)	延享4 (1747)	宝暦4 (1754)	明和5 (1768)	安永8 (1779)	寛政元 (1789)	文化3～7 (1806～10)	同一ヶ年 平均	文化9～13 (1812～16)	同一ヶ年 平均
保太木	丁	38,004	62,210	14,355	29,938	30,390	26,450	3,063						
突出木	丁	121,011	14,483	5,560	6,449		4,133	3,530						
杉樺木	丁	73,762	60,952		17,608									
檜寸甫	丁			9,549										
赤檜寸甫	丁			15,934										
本ノ木寸甫	丁							160						
式半寸甫	丁							1,837						
四半寸甫	丁							9,801						
式半・四半寸甫	丁									17,463	134,876	26,975余	25,672	5,134余
杉長短角	本	4,977												
杉長角	本		2,439	3,470	1,822	535	3,302	7,210	2,145	3,768				
杉切角	本		15,160	24,088	20,413	12,217	8,727	14,840	11,173	5,876				
杉檜長短角丸太	本										76,372	15,274余	70,847	14,169余
杉丸太	本			4,292					1,080	306				
檜材木	本	2,309	606	7,180										
栗材木	本	6,250	1,775	1,252	1,480					502				
かな木材木	本	285	223					1,560						
桂材木	本		153		106	129	195							
杉船板	枚	295	98			46	100	50						
杉帆柱	本	18						16			1			
杉帆桁	本	10												
保太木、突出、 樺木合計	丁	232,777	137,645		53,095		30,583	6,593						
諸材木合計	本	13,536	20,079	42,000	23,821	12,881	12,242	23,610		10,452				
保太木、突出木、 檜・赤檜寸甫合 計	丁			45,398										
寸甫合計	丁							11,798						
角丸太合計	本							14,398						
備考								諸木山次第 二衰へ同年 より保太木 出不申候		五ヶ年諸材 木納り高		五ヶ年諸材 木納り高		

注 1) 出典：文政年間「山林盛衰之大凡考」(秋田県公文書館蔵)。 2) 享保2年の突出木は保太木の突出。 3) 赤檜は黒檜とも呼ばれた。

即ち米代川流域の山林について、その森林資源枯渇の経緯を説明することが目的であると述べられ、続けて次のように享保期からの材木納り高が記される。

- 一、享保二酉年納諸材木、保太木三万八千四丁、突出木拾貳万千拾壹丁、但保太木之突出し、杉船板貳百九拾五枚、同帆柱拾八本、帆桁拾本、杉樺木七万三千七百六拾貳丁、杉長短角四千九百七拾七本、檜材木貳千三百九本、栗材木六千貳百五拾本、かな木材木貳百八拾五本、保太木突出樺木都合貳拾三万貳千七百七拾七丁、材木合壹万三千五百三拾六本

材木納り高は、享保二年(二七一七)から文化一三年(二八一六)まで記録されており、それを集計したものが表1である。この材木納り高は、藩に納めるために伐出された材木の数量であり、能代川上山からの材木伐出量でもある。ただし、この伐出量は材木を納める時点での伐出量であり、毎年の伐出量を示しているものではないが、享保二年から文化一三年までの百年間の材木伐出の動向を知ることができる。表によれば、保太木、突出木、杉樺木、寸甫類、角丸太類、檜材木、栗材木、かな木材木、桂材木、杉船板類の多様な材木が伐出されていたことがわかる。また、表1の内容を整理して主な材木の伐出量推移を示したものが表2と図2である。規格外の寸甫である突出木は、享保期から寛保期にかけて一二万丁余から二〇分の一前後に大きく減少して、一旦途絶えるが、宝暦・明和期に再開するものの再度途絶えた。寸甫類は元文

表2 能代川上山諸材木伐出量の推移

	享保2 (1717)	享保19 (1734)	元文元 (1736)	寛保3 (1743)	延享4 (1747)	宝暦4 (1754)	明和5 (1768)	安永8 (1779)	寛政元 (1789)	文化3 (1806)	文化13 (1816)	単位
保太木	38,004	62,210	14,355	29,938	30,390	26,450	3,063					丁
突出木	121,011	14,483	5,560	6,449		4,133	3,530					丁
杉榎木	73,762	60,952		17,608								丁
寸甫類			25,483					11,798	17,463	26,975	5,134	丁
角丸太類	4,977	17,599	31,850	22,235	12,752	12,029	22,050	14,398	9,950	15,274	14,169	本
檜材木	2,309	606	7,180									本
栗材木	6,250	1,775	1,252	1,480					502			本

注 表1より作成。

秋田藩林政と森林資源保護の限界

元年(一七三六)に二万五〇〇〇丁余伐出された後、一旦途絶え、安永期に伐出が再開されるが、文化期末には激減する。保太木は享保から元文期にかけて減少するが、明和期まで三万丁前後が伐出され、その後途絶えた。一方、角丸太類は百年を通して伐出が継続し、材木納り高の平均は一萬六〇〇本ほどであった。

ここで、これらの材木伐出量と林政改革との関係に目を向けると、改革後は伐出量は減少するものの、それでも伐出は続けられる傾向にあり、伐採制限や植林推進による森林資源保護・回復を目指した林政改革の実効性は乏しかったことを思わせる。このように、文化の改革までの二回の改革は森林資源の保護という面からみれば、失敗であったといえ、そのことは次の記述からも明らかである。

一、沓ヶ年を隔、文化九申年より同十三年迄五ヶ年諸材木納り高、寸甫式半四半取合式万五千六百七拾式丁、沓ヶ年平均五千三百拾四丁余、杉檜長短角丸太七万八百四拾七本、沓ヶ年平均沓万四千百六拾九本余、衰山

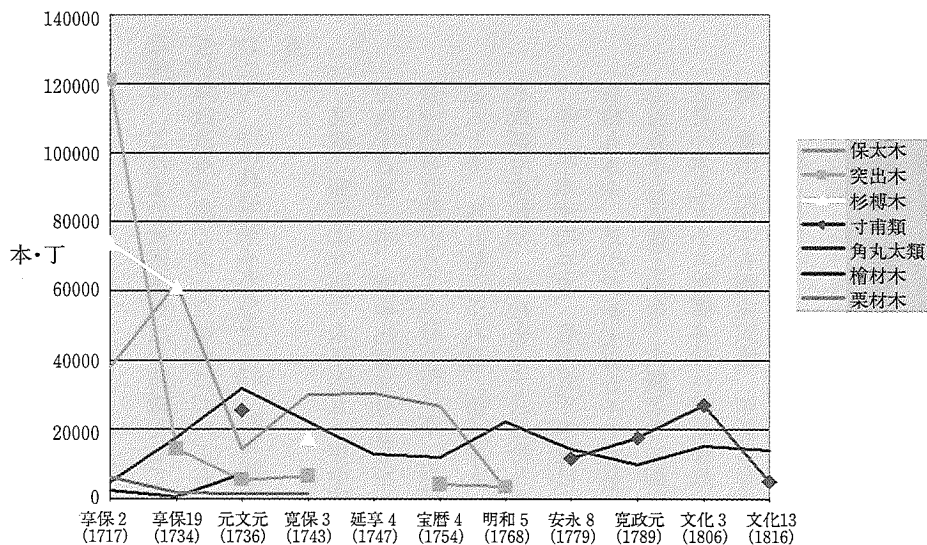


図2 能代川上山諸材木伐出量の推移

之甚敷纒三四年之間、寸甫杯は十之七八を減ス、寛政之頃迄切角杯は稀ニ式尺角以上も納り有之由ニ候得共、此節は沓尺五寸角稀ニ御座候、且近年小羽末木一ト通を以材木柚取候ため、切角八寸以上二

三千本ならて納無之、沖出払甚減少いたし候、長角丸太は先年なれば山捨ニ致置候難所出シ、細末木迄精々取出大館檜山並久保田廻し、其外大所々々江被払下候而も、先年ニ引競候得は、出材減候ものニ有之候、且銅山掛山青木伐盡ニ随ひ番山線分外難渋可致候、寛文之頃山捨之木を以小羽抽出勝手売買銀定之事相見得候、其

後衰山ニより右等之事相止候得共、自然因循致候而、大館十二所檜

山其外大所々々、近年まで徒出之小羽を以弁用いたし候故歟、先年

は能代一郷之遣用のミ抽出被成置候ため、天明之頃迄も長小羽壹ヶ

年平均百貳三拾万枚之御入付ニ相見得候、享保十九寅年武藤七太夫

能代奉行之節、伺書之内能代桶屋商売之もの江突出シ保太木之内

年々被相渡候所、近年保太木払底ニ罷成、突出斗り壹ヶ年貳万挺斗

宛願申出次第相払候、此末共ニ只今迄之通可相渡候哉、御伺仕候儀

は阿仁比内檜山郷之諸用桶、且亦松前夷地江參候秋味商売桶類、

総而入船用事之桶罌桶等、古代より拵候而致商売候故、右木数相渡

候而も、桶屋老人之手前少分なる義ニ而、右之内減候而は渡世成兼申

候事右之通ニ候得は、中古迄他領出之桶類も夥敷ものと相見得候、

只今ニ而は纔五千挺之寸甫ニ而沖払地共不足を申事も無之候、払

方も時勢に随ひ衰候ものニ有之候、且此節粟材木桂材木かな木材木

等被指出候山所絶而無之候、粟材木扱は良材出候ものと相見得、近

年御取毀ニ相成候沖之口役所柱ハ打割之沢栗ニ有之候、寛文之頃迄

五尺五寸小羽御入付本米定之事相見得候、天和之頃より四尺三寸小

羽御入付被成候由、其外在古山林之夥敷旧記ニ委曲なれハ略¹⁶⁾

右の記述は文化期の山林の様子について記したものであるが、森林資源

の枯渴が激しく、わずか三、四年の間に寸甫類は七〜八割減となり、寛政

期頃までは二尺以上の角材が採材できたが、文化期には一尺五寸の角材採

材もまれであったことがわかる。また、小羽や保太木、突出木、粟材木な

ども伐出が大きく減少したり、途絶えたりしたことなど、材木生産の衰微

を招くほどに森林資源が枯渴していたことは明らかであり、二回の林政改

革はその目的を果たせなかつた。

四 植林の限界

最後に、これまで秋田藩林政の特徴として高く評価され、また伐採禁止と並び林政改革の要であった植林についても、その実効性の是非を検討しておこう。「山林盛衰之大凡考」は、杉の植林について次のように記している。

一、文政二卯年より同六未年迄五ヶ年中植立杉調申出候分、貳百四拾万九千百拾三本、調申出無之分五ヶ年内端之考ニ而拾万本は可有之、合而貳百五拾万九千八百八拾三本、内枯木下木等ニ相成不用立分十之八と考、残五拾万千八百三拾六本余、右同断五ヶ年中捍領伐取候木数調申出候分、貳拾壹万千貳百拾九本、すぐり伐過伐調落候分壹ヶ年三千本平均ニ考、壹万五千本位は可有之、合而貳拾貳万六千貳百拾九本余、差引貳拾七万五千六百拾七本之残りニ而、壹ヶ年平均五万五千貳拾三本余、大概之考ニ御座候得共、凶年等之節、貧窮之者ハ木之大小ニ無構多分ニ伐取候故、往々植立木を以御用材木御補、番山之休ニも相成候儀、如斯可有之哉合点無御座候、文化十四年白土儀右衛門五十目沢江被遣候節、同沢目拾三ヶ村植立杉四拾万本余与取調、壹ヶ年壹万本宛伐取候而も四拾年之番山与相成、猶年々植継候分も夥敷もの故、小羽材木共程能差出候ハ、幾年も指支有之間敷考申上候得共、太木之分十年之間残少く伐取、小羽桶樽様々之木品此節已ニ手支之様ニ相聞得申候、御直山麓村ニ多分植立木無之、家木願ニより運上を以被下候、本木も年々不少ものニ御座候、種実等夫々被下候而植立取進、自然被下木減シ至申度もの御座

候

この記述から注目すべきことは、第一には植林した杉の成木になる割合が算定され、「枯木下木等ニ相成不用立分十之八」とあるように、植林した杉の八割が成木にならないことであり、第二には成木になった杉についても、番山⁽¹⁷⁾の計画通りに輪伐していれば、支障なく幾年にもわたって伐出を継続できるのであるが、実際には輪伐が計画通りに行われないため、結局は杉が涸渇するということである。このことから、杉の植林は生産効率が悪かったことが予想でき、「山林盛衰之大凡考」でも次のように指摘されている。

一、公山江之植立不得止候得共、地所ニより少分宛之植立は格別莫大諸雜費掛候等之儀、名而已能候得共実ニ無用之ものニ御座候、或は枯又は下木与相成、数十年之後杣入候逆、植立之木数十分一も御用ニ相立申間敷候、天然之青木山御取立なれば、不易之宝ニ可有之候つまり、杉の植林は膨大な経費がかかる割には益が少く、天然杉に勝る森林資源はなかったのである。したがって、森林資源保続の面からみたと、植林の実効性は低かったといえよう。

おわりに

秋田藩の林政は森林資源保続を実現していたのかどうかを検討してきたが、少なくとも文化期の林政改革までは、森林資源保続の施策は実効性を有さず、森林資源保続は実現していなかった。戦国末期からの活発な材木伐出は秋田藩成立後もとどまることなく、伐出量はさらに増加したため、藩領域内の森林資源は急速に涸渇した。森林資源枯渇に対して藩は禁伐や

植林を核にした森林資源保続策を実施していくが、それらには実際には実効性を有さず破綻し、一九世紀初期の文化期の林政改革を迎えるのである。

それらの森林資源保続策が破綻したのは、藩も百姓も結局は資源保続よりも材木伐出を最優先したからであり、また植林による造林が実際には涸渇した森林資源を補えるほどの効果がなかったからである。

以上のように、一九世紀までの秋田藩林政の基調は森林資源保続ではなく、材木伐出、即ち森林資源開発であった。一九世紀以後の林政の基調については、文化期の林政改革とその実効性の分析が必要であり、これは今後の課題としたいが、見通しとしては森林資源開発という基調は変わらず、森林資源保続は実現しなかったと考えている。そして、すでにいくつかの拙論⁽¹⁸⁾でも触れてきたことであるが、森林資源開発が森林資源保続より常に優先したことは秋田藩に限ったことではなく、他藩や幕府も含めて、近世林政の基調でもあったと推測している。この点についても今後さらなる検討を加えたい。

註

(1) 秋田県(上巻)一九七三年、(下巻)一九七五年。

(2) 興林会、一九二九年。

(3) 本稿では、特に断らない限り、秋田藩林政について主として『秋田県林業史』上巻に依拠して執筆した。

(4) 「能代木山方以来覚」(秋田県公文書館蔵)。

(5) 秋田藩の主な山林区分して次のものがあつた(林野庁編『徳川時代に於ける林野制度の概要』林野共済会、一九五四年)。

御直山(おじきやま)……藩有林。藩が管理経営する。このうち伐採禁止の山林が御留山。

御札山(おふだやま)……御直山のうち、材木育成のために制札を掲げて入

林伐採を禁じた山林。

運上山(うんじょうやま)：藩有林。村・個人が運上銀(税)を納め雑木・

草を採取。

郷山(こうやま)：村が管理経営する民有林。

符人山(ふにんやま)：個人が所有する私有林。

(6) 「山林盛衰之大凡考」(秋田県公文書館蔵)。「木山方以来覚目録」の前書で、賀藤清右衛門景林が文政年間(1819-1828)に記したものとされている。

(7) 「集義外書」(日本の名著 一、中央公論社、一九七六年)。

(8) 秋田県公文書館蔵。

(9) 賀藤清右衛門景林。明和五年(1768)、久保田の秋田藩士の家に生まれる。御材木役、銅山掛吟味役加勢、能代川上山木山方吟味役などを歴任。「木山方以来覚」など秋田藩の林政・林業記録を残した。天保五年(1834)、六十七歳で死去。

(10) 註(6)に同じ。

(11) 文化九年(1801)月「山林御札控 六郡御留山 一」(東北森林管理局蔵)。

(12) 「先御代々御財用向御指繰次第覚」延宝四年八月一六日条(秋田県公文書館蔵)。

(13) 「材木山盛衰並取扱諸考大略」(能代木山方以来覚、秋田県公文書館蔵)。

(14) 註(6)に同じ。

(15) 材木の主な種類には角材や丸太材の他に、次のものがあつた。

保太木(ほだぎ、ぼたぎ)：丸太を二つ割りにしたもの。

寸甫(すんぽ)：丸太を六つ割りにして心をとったもの。三種類の規格があつた。

あつた。

突出木(つきだしぎ)：寸甫のうち、規格に合わないもの。

小羽(こば)：木を薄く割った屋根葺き材。

(16) 註(6)に同じ。

(17) 秋田藩の輪伐制のことで、番山繰ともいわれた。山林を複数の区画に分けて順番に伐採した。

(18) 書評・黒瀧秀久著『弘前藩における山林制度と木材流通機構』(弘前大学國史研究)第一二〇号、二〇〇六年三月)、「北方の森林資源と林業」(北方社会史の視座3)清文堂出版、二〇〇八年五月)。なお、右の黒瀧氏著書の書評に対して、黒瀧氏の反論があるので、黒瀧氏による拙著『日本林業技術史の研究』の書評(『弘前大学國史研究』第一二二号、二〇〇七年三月)も参照されたい。